

漏洩の防止等に関する規定を有する関係法令について

物質の漏洩の防止に関する規定を有する法律について、その規定を確認したところ、以下のとおり。

具体的に施設の構造や点検・管理について記載のある法律は、消防法含めいくつか見受けられた。高圧ガス保安法、鉱山保安法、石油コンビナート等災害防止法は水質汚濁防止法と物質の重複がない。また、建築基準法、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、対象が異なる。

法律名 規制	消防法 (昭和23年法律 第186号)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律 第204号)	放射性同位元素 等による放射線 障害の防止に関 する法律(昭和 32年法律第167 号)	鉱山保安法 (昭和24年法律 第70号)	石油コンビナート 等災害防止法 (昭和50年法律 第84号)	毒物及び劇物取 締法 (昭和25年法律 第303号)	建築基準法 (昭和25年法律 第201号)	労働安全衛生法 (昭和47年法律 第57号)	化学物質の審査 及び製造等の規 制に関する法律 (昭和48年法律 第117号)
1 設置の 規制	○	○	○		○	○		○	○
2 設置さ れる施設 の構造基 準	○	○	○			○			○
3 物質等 の取扱い の基準	○	○							○
4 基準の 維持・遵 守義務	○	○	○	○			○		○
5 基準維 持義務違 反時の命 令等の措 置	○	○	○						○
6 施設の 点検義務	○ 対象：製造所等 (施設)	○ 対象：製造所等 (施設)		○ 対象：人を運搬す る施設等	○ 対象：流出油等防 止堤等		○ 対象：施設	○ 対象：機械	
7 点検の ルール	○	○		○	○		○	○	
8 水質汚 濁防止法 との物質 の重複	ベンゼン 等	なし	なし	なし	なし	水銀、パラチオ ン、アンモニア 等	なし	塩化ビニル等	トリクロロエチ レン、テトラクロ ロエチレン、四塩 化炭素 等
9 漏洩等 の罰則	○								

法律名 規制	消防法 (昭和23年法律第186号)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
1 設置の 規制	<p>第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>一～四 (略)</p>	<p>(製造の許可等)</p> <p>第五条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(中略)が一日百立方メートル(中略)以上である設備(第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高圧ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。)</p> <p>二 (略・冷凍のためガスを圧縮等しようとする者)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(貯蔵所)</p> <p>第十六条 容積三百立方メートル(中略)以上の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第三条 放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用(製造(放射性同位元素を製造する場合に限る。)、詰替え(放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、廃棄のための詰替えを除く。))及び装備(放射性同位元素装備機器に放射性同位元素を装備する場合に限る。)を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器(以下この項、次条及び第三条の三において「表示付認証機器」という。)の使用をする者(当該表示付認証機器に係る第十二条の六に規定する認証条件(次条において「認証条件」という。)に従つた使用、保管及び運搬をするものに限る。)及び第十二条の五第三項に規定する表示付特定認証機器(次条及び第四条において「表示付特定認証機器」という。)の使用をする者については、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。</p> <p>一・七 (略)</p>
2 設置される施設の 構造基準	<p>第十条 (略・指定数量以上の危険物について、製造所等以外の場所における取扱いの禁止規定)</p> <p>○2 (略)</p> <p>○3 (下掲)</p> <p>○4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第八条 都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>一 製造(中略)のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その他製造が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>(貯蔵所)</p> <p>第十六条</p> <p>2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。</p>	<p>(使用の許可の基準)</p> <p>第六条 文部科学大臣は、第三条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。</p> <p>一 使用施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 廃棄施設の位置、構造及び設備が文部科学省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>四 その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。</p>

法律名 規制	消防法 (昭和23年法律第186号)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
3 物質等の取扱いの基準	<p>第十条 ○3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。</p>	<p>(製造のための施設及び製造の方法) 第十一条 (下掲) 2 第一種製造者は、第八条第二号の技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。 3 (下掲)</p> <p>(貯蔵) 第十五条 高圧ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従つて貯蔵する高圧ガス若しくは液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高圧ガスについては、この限りでない。 2 (下掲)</p>	
4 基準の維持・遵守義務	<p>第十条 ○3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。</p> <p>第十二条 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p>	<p>(製造のための施設及び製造の方法) 第十一条 第一種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が第八条第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 (上掲) 3 (下掲)</p> <p>第十二条 第二種製造者は、製造のための施設を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 第二種製造者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて高圧ガスの製造をしなければならない。 3 (下掲)</p> <p>第十三条 前二条に定めるもののほか、高圧ガスの製造は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。</p> <p>第十八条 第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、第一種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が第十六条第二項の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、第二種貯蔵所を、その位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p>	<p>(使用施設等の基準適合義務) 第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>(使用の基準) 第十五条 許可使用者及び届出使用者(以下「許可届出使用者」という。)は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 2 (下掲)</p> <p>(保管の基準等) 第十六条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を保管する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 2 (下掲) 3 (略)</p> <p>(運搬の基準) 第十七条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は事業所(許可届出使用者にあつては使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、許可廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。)において運搬する場合には、文部科学省令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 2 (下掲)</p>

法律名 規制	消防法 (昭和23年法律第186号)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
5 基準維持義務違反時の命令等の措置	<p>第十一条の五 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。 ○2～○5 （略）</p> <p>第十二条 ○2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 ○3 （略）</p>	<p>第十一条 3 都道府県知事は、第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が第八条第一号又は第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。</p> <p>第十二条 3 都道府県知事は、第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように製造のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従って高圧ガスの製造をすべきことを命ずることができる。</p> <p>第十五条 2 都道府県知事は、次条第一項又は第十七条の二第一項に規定する貯蔵所の所有者又は占有者が当該貯蔵所においてする高圧ガスの貯蔵が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その者に対し、その技術上の基準に従って高圧ガスを貯蔵すべきことを命ずることができる。</p> <p>第十八条 3 都道府県知事は、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置、構造及び設備が第十六条第二項又は前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(使用施設等の基準適合命令) 第十四条 文部科学大臣は、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可使用者に対し、使用施設、貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。 2 文部科学大臣は、貯蔵施設の位置、構造又は設備が前条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、届出使用者に対し、貯蔵施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。 3 文部科学大臣は、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の位置、構造又は設備が第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合させるため、許可廃棄業者に対し、廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設の移転、修理又は改造を命ずることができる。</p> <p>(使用の基準) 第十五条 2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者に対し、使用の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(保管の基準等) 第十六条 2 文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管に関する措置が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、保管の方法の変更その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。 3 （略）</p> <p>(運搬の基準) 第十七条 (略) 2 前項の場合において、文部科学大臣は、放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。</p>
6 施設の点検義務	<p>第十四条の三の二 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、総務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>	<p>(定期自主検査) 第三十五条の二 第一種製造者、第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を使用する第二種製造者若しくは第二種製造者であつて一日に製造する高圧ガスの容積が経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量（第五条第二項第二号に規定する者にあつては、一日の冷凍能力が経済産業省令で定める値）以上である者又は特定高圧ガス消費者は、製造又は消費のための施設であつて経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。</p>	

法律名 規制	消防法 (昭和23年法律第186号)	高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
7 点検の ルール	<p>危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)</p> <p>(定期点検を行わなければならない時期等)</p> <p>第六十二条の四 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年(告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間)に一回以上行わなければならない。</p> <p>2 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、法第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p>	<p>一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第53号)</p> <p>(定期自主検査を行う製造施設等)</p> <p>第八十三条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。</p> <p>2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設(告示で定めるものを除く。以下この条において同じ。)とする。</p> <p>3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準(耐圧試験に係るものを除く。)に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準(耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているか、又は前項の消費施設が法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準(耐圧試験に係るものを除く。)に適合しているかどうかについて、一年(告示で定める設備又は施設にあつては、告示で定める期間)に一回以上行わなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 法第三十五条の二の規定により第一種製造者、第二種製造者及び特定高圧ガス消費者は、検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 検査をしたガス設備又は消費施設</p> <p>二 検査をしたガス設備又は消費施設ごとの検査の方法及び結果</p> <p>三 検査年月日</p> <p>四 検査の実施について監督を行つた保安係員又は取扱主任者の氏名</p>	
8 水質汚濁防止法との物質の重複	ベンゼン		

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)については、特段の規制規定がないため、除外。

法律名 規制	鉱山保安法 (昭和24年法律第70号)	石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号)	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
1 設置の 規制		<p>(新設の届出等)</p> <p>第五条 第一種事業所(石油貯蔵所等を設置する事業所であり、かつ、高圧ガス保安法第五条第一項の規定による許可に係る事業所であるものに限る。以下この章において同じ。)の新設(石油の貯蔵・取扱量又は高圧ガスの処理量を増加するための工事その他の政令で定める工事をする事により第一種事業所となる場合における当該工事を含む。以下同じ。)をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、書面で、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所、設置の場所、新設のための工事の開始の予定日並びに当該事業所に係る次の事項を含む第一種事業所の新設に関する計画を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 主務省令で定める基準により、事業所の敷地をその用途に応じ、製造施設地区、貯蔵施設地区、用役施設地区、事務管理施設地区その他の施設地区に区分した場合におけるこれらの施設地区(以下「各施設地区」という。)の面積及び配置</p> <p>二 特別防災区域内の事業所間の連絡導管及び連絡道路であつて、当該事業所の敷地内にあるものの配置</p> <p>三 敷地面積</p> <p>四 その他主務省令で定める事項</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(禁止規定)</p> <p>第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。</p> <p>2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。</p> <p>3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者(以下「毒物劇物営業者」という。)に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。</p>
2 設置される施設の 構造基準			<p>(登録基準)</p> <p>第五条 厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき、又はその者が第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときは、第四条の登録をしてはならない。</p> <p>(毒物又は劇物の取扱)</p> <p>第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくははしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又ははしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。</p>
3 物質等の 取扱いの 基準			

法律名 規制	鉱山保安法 (昭和24年法律第70号)	石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号)	毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)
4 基準の維持・遵守義務	第十二条 鉱業権者は、保安を確保するため、鉱業上使用する建設物、工作物その他の施設を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。		
5 基準維持義務違反時の命令等の措置			
6 施設の点検義務	(鉱業権者による定期検査) 第十六条 鉱業権者は、特定施設であつて保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	(特定防災施設等) 第十五条 特定事業者は、その特定事業所に、主務省令で定める基準に従つて、特定防災施設等を設置し、及び維持しなければならない。 2 特定事業者は、特定防災施設等を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村長（特別区並びに消防本部及び消防署を置かない市町村にあつては、都道府県知事。以下「市町村長等」という。）に届け出て、検査を受けなければならない。 3 特定事業者は、特定防災施設等について、主務省令で定めるところにより、定期に点検を行い、点検記録を作成し、これを保存しなければならない。	
7 点検のルール	(定期検査) 第三十四条 法第十六条の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～五 (略) 2 前項の施設に係る定期検査は、二年以内ごとに一回行うものとする。ただし、当該施設の長期の使用休止等の理由により当該期間に検査を実施する必要が技術的に認められない場合には、認められないとする合理的理由を記録し、保存した上で、定期検査の時期を一年以内に限り延長できるものとする。 3 定期検査の結果について記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 一～六 (略) 4 定期検査の結果の記録（第二項ただし書の記録を含む。）は、直近二回分を保存するものとする。	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令 (昭和51年自治省令第17号) (特定防災施設等の定期点検) 第十五条 法第十五条第三項の規定による点検は、外観点検、機能点検及び総合点検とし、それぞれ一年に一回以上実施しなければならない。 2 前項の点検は、当該特定防災施設等が前条第二項に規定する各条の基準に適合しているかどうかについて行わなければならない。 3 第一項の点検の実施方法については、消防庁長官が定める。	
8 水質汚濁防止法との物質の重複			

法律名 規制	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号)
1 設置の 規制		<p>(製造の許可)</p> <p>第五十六条 ジクロロベンジジン、ジクロロベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物で、政令で定めるものを製造しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、製造設備、作業方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>3 第一項の許可を受けた者（以下「製造者」という。）は、その製造設備を、前項の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>4 製造者は、第二項の基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない。</p> <p>5 厚生労働大臣は、製造者の製造設備又は作業方法が第二項の基準に適合していないと認めるときは、当該基準に適合するように製造設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又は当該基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることができる。</p> <p>6 厚生労働大臣は、製造者がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる。</p>	<p>(製造の許可)</p> <p>第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 事業所の所在地</p> <p>三 第一種特定化学物質の名称</p> <p>四 製造設備の構造及び能力</p> <p>3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に通知するものとする。</p>
2 設置される施設の 構造基準			<p>(許可の基準)</p> <p>第二十条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</p> <p>一 その許可をすることによつて当該第一種特定化学物質の製造の能力が当該第一種特定化学物質の需要に照らして過大とならないこと。</p> <p>二 製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。</p> <p>三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。</p>

法律名 規制	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号)
3 物質等の取扱いの基準			<p>(技術上の指針の公表等)</p> <p>第三十六条 主務大臣は、第二種特定化学物質ごとに、第二種特定化学物質の製造の事業を営む者、業として第二種特定化学物質又は政令で定める製品で第二種特定化学物質が使用されているもの（以下「第二種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第二種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第二種特定化学物質等取扱事業者」という。）がその取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表するものとする。</p> <p>2 主務大臣は、前項の規定により技術上の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、当該第二種特定化学物質に係る第二種特定化学物質等取扱事業者に対し、その技術上の指針を勧告して、当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき措置について必要な勧告をすることができる。</p>
4 基準の維持・遵守義務	<p>(維持保全)</p> <p>第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。</p> <p>2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。</p>		<p>(基準適合義務)</p> <p>第二十八条 許可製造業者は、その製造設備を第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>2 許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者（以下「第一種特定化学物質等取扱事業者」という。）は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。</p>
5 基準維持義務違反時の命令等の措置			<p>(改善命令)</p> <p>第三十条 経済産業大臣は、許可製造業者の製造設備が第二十条第二号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該許可製造業者に対し、製造設備についてその修理又は改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 主務大臣は、第一種特定化学物質等取扱事業者が第二十八条第二項の主務省令で定める技術上の基準に従つて第一種特定化学物質等を取り扱っていないと認めるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、第一種特定化学物質等の取扱いの方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>3 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前条第二項の規定に違反する第一種特定化学物質等取扱事業者があるときは、当該第一種特定化学物質等取扱事業者に対し、同条第一項の規定により告示されたところに従つて表示すべきことを命ずることができる。</p>

法律名 規制	建築基準法 (昭和25年法律第201号)	労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号)
6 施設の 点検義務	<p>(報告、検査等)</p> <p>第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者(所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。)は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査(中略)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。</p> <p>2~8 (略)</p> <p>建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)</p> <p>(定期報告を要する建築物)</p> <p>第十六条 法第十二条第一項の政令で定める建築物は、第十四条の二に規定する建築物とする。</p> <p>(勧告の対象となる建築物)</p> <p>第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 階数が五以上である建築物</p> <p>二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物</p>	<p>(定期自主検査)</p> <p>第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)を実施させなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)</p> <p>第十五条 法第四十五条第一項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。</p> <p>一 第十二条第一項各号に掲げる機械等、第十三条第三項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第十四条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに前条第十号及び第十一号に掲げる機械等二~四 (略)</p> <p>五 化学設備(配管を除く。)及びその附属設備</p> <p>六~八 (略)</p> <p>九 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>十 特定化学設備及びその附属設備</p> <p>十一 ガンマ線照射装置で、透過写真の撮影に用いられるもの</p> <p>2 法第四十五条第二項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。</p>	
7 点検の ルール	<p>建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)</p> <p>(建築物の定期報告)</p> <p>第五条 法第十二条第一項(中略)の規定による報告の時期は、建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね六月から三年までの間隔において特定行政庁が定める時期(中略)とする。</p> <p>2 法第十二条第一項の規定による調査は、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして行うものとし、当該調査の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)</p> <p>(定期自主検査)</p> <p>第百三十四条の三 事業者は、動力プレスについては、一年以内ごと一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない動力プレスの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <p>一 クランクシャフト、フライホイールその他動力伝達装置の異常の有無</p> <p>二~九 (略)</p> <p>2 事業者は、前項ただし書の動力プレスについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。</p>	
8 水質汚濁防止法との物質の重複			